

# 奥出雲町農道橋梁長寿命化修繕計画



奥出雲町  
令和8年3月



## 目 次

1. はじめに	
(1) 本計画の位置付け	P1
(2) 対象施設	P2
(3) 計画期間	P2
2. 施設の現状	
(1) 町内の橋梁数	P2
(2) 農道橋の年齢構成	P3
3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方	
(1) 定期点検	P4
(2) 診断	P4
(3) 措置	P5
(4) 記録	P5
4. 老朽化対策の実施	
(1) 対策の優先度評価	P5
(2) 管理目標	P6
(3) 農道橋修繕方針	P8
(4) 主な対策内容	P9
(5) 対策費用	P10
5. 今後の取り組み	
(1) 維持管理の更なる高度化、効率化	P10
(2) 橋梁等の集約化・撤去	P10
6. その他	
(1) 職員（技術者）の育成	P10
7. 計画策定窓口等	
(1) 計画策定窓口	P10
別添	
農道橋点検・修繕計画一覧表	P11

## 1. はじめに

### (1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定された。

島根県では、この基本計画に基づく「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。))として、平成29年1月に「公共施設等総合管理基本方針」が策定された。

奥出雲町では、この基本計画に基づく「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。))として、平成29年3月に「奥出雲町公共施設等総合管理計画」を策定した。

本計画は、農道橋における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付ける。

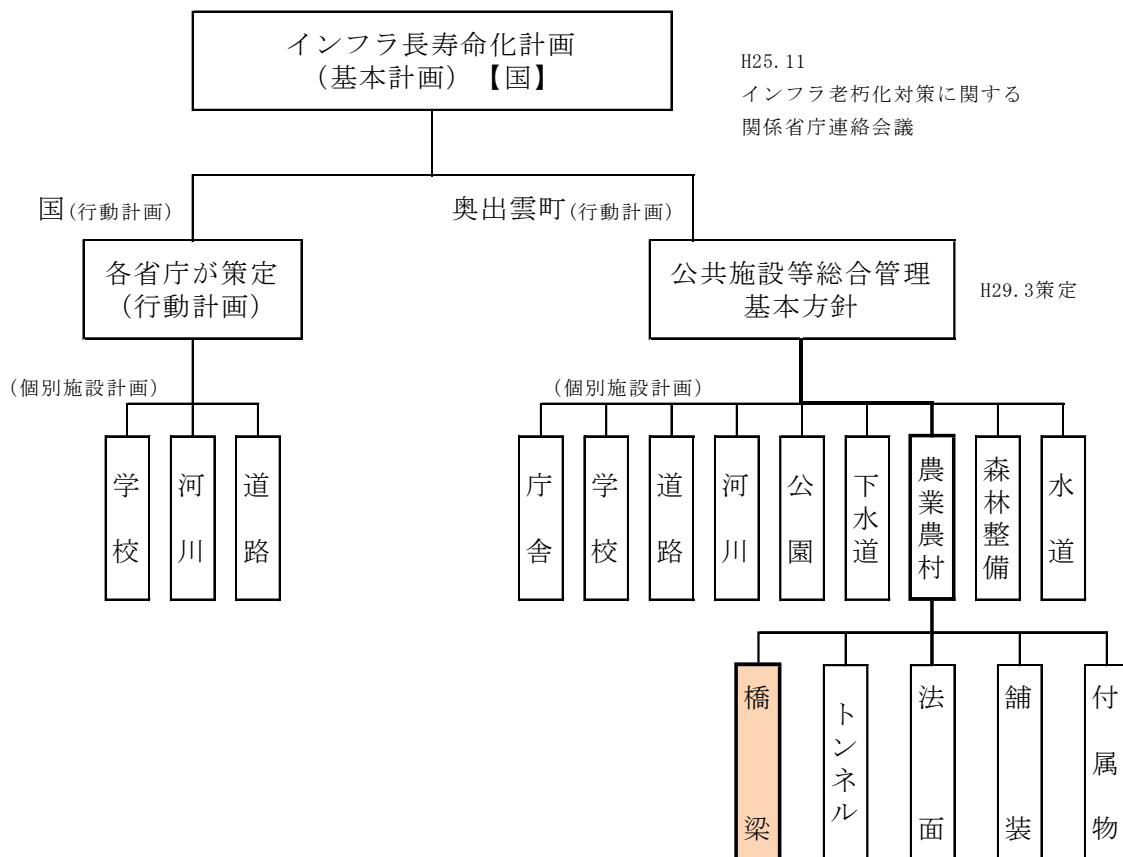


図1 インフラ長寿命化計画体系図

## (2) 対象施設

本計画の対象とする施設は、奥出雲町が管理する農道台帳（平成2年3月22日付け構改D第46号農林水産省構造改善局長通達に基づき作成された台帳）に記載された、農道における橋長15.0m以上の橋（以下「農道橋」という）。とします。

また、管理者である奥出雲町にて判断した橋長2.0m以上15.0m未満の農道橋も同様に対象施設とします。

※判断基準は道路法に基づく道路に準拠しています。

## (3) 計画期間

本計画の期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とする。ただし、農道橋の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

## 2. 施設の現状

### (1) 町内の橋梁数

奥出雲町が管理する農道橋は、令和8年3月31日現在、36橋存在する。

表2-1 奥出雲町内の農道橋数 (R08.03.31現在)

地 区	橋 梁 数
布 勢	2
三 成	2
亀 嵩	9
阿 井	4
三 沢	2
鳥 上	0
横 田	12
八 川	4
馬 木	1
計	36

	15m以上	15m未満	合計
全管理橋梁数	10	26	36

## (2) 農道橋の年齢構成

本計画の対象とする農道橋36橋のうち、建設後50年を超過する農道橋の占める割合は33.3%だが、20年後には61.1%となり、急速に農道橋の高齢化が進行する。

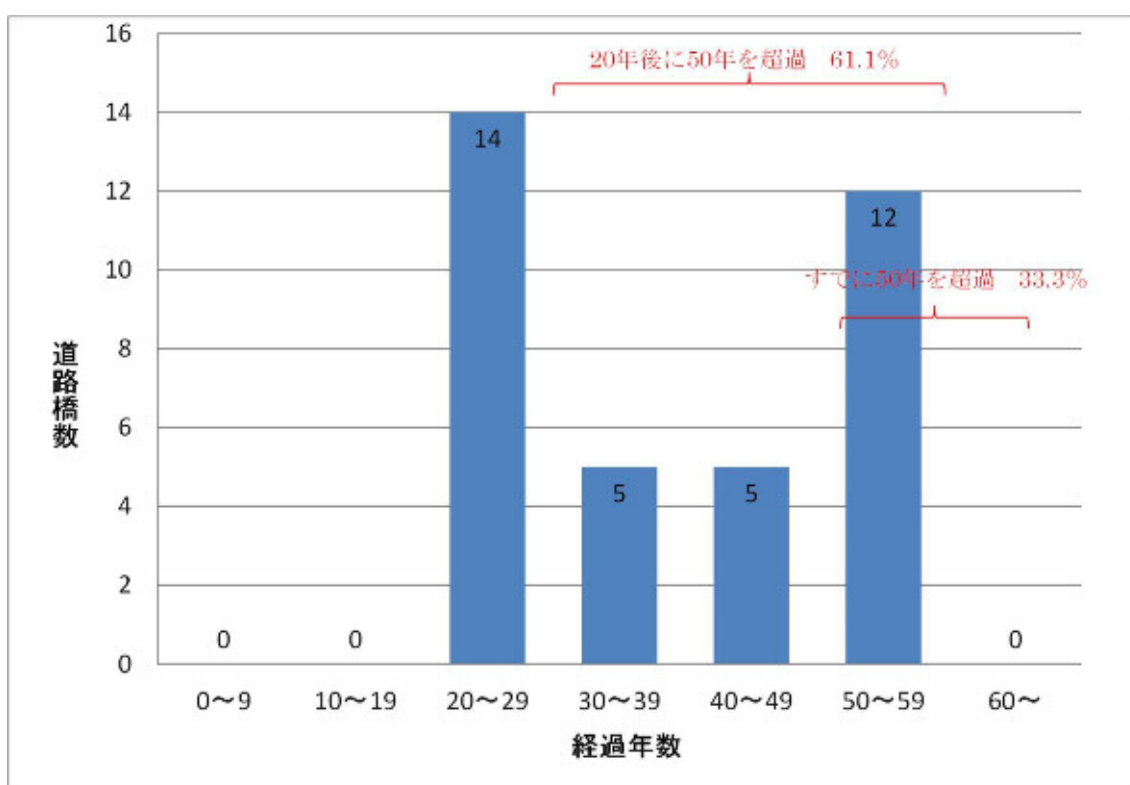


図2-1 本計画の対象とする農道橋の経過年数ごとの橋梁数

### 3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

農道橋の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次回点検）のメンテナンスサイクルを構築する。

#### （1）定期点検

##### 1）点検の頻度

定期点検は5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

##### 2）点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とし、または近接目視と同等の健全性の診断が行えると判断した方法とする。

近接目視とは肉眼により部材の変状等の状態を把握し、評価が行える距離まで接近して目視を行うことである。近接目視と同等の健全性の診断が行えると判断した方法とは、ドローンやロボット等による近接撮影画像などの点検支援技術のことである。

また、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを行う。

点検時にうき・はく離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害が予測される橋梁においては、事故防止の観点から応急的に措置を実施した上で判定を行う。

#### （2）診断

定期点検では、農道橋毎の「健全性の診断」を行う。

健全性の診断は「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の4段階の区分で行う。

##### 1）農道橋毎の健全性の診断

農道橋毎の健全性の診断は、表3-1の判定区分により行う。

農道橋単位の診断は、部材単位の診断結果を踏まえて、橋梁の主要な構造に着目し、農道橋毎で総合的に判断する。

表 3-1 農道橋の健全度判定区分

区分		状 態
I	健全	農道橋の機能に支障が出ていない状態
II	予防保全段階	農道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	農道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態（原則、次回定期点検までに何等かの措置を行う）
IV	緊急措置段階	農道橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

### (3) 措置

診断結果に基づき、農道橋の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じる。

### (4) 記録

定期点検の結果を記録し、当該農道橋が利用されている期間中はこれを保存する。

## 4. 老朽化対策の実施

### (1) 対策の優先度評価

奥出雲町が管理する農道橋には多種多様な橋梁がある。

一方、限られた予算でこれらを同レベルで管理していくことは困難であり、どの農道橋の修繕を優先的に行うか評価をする必要がある。

維持管理対策（修繕）の優先度評価は、橋梁の管理区分（表 4-1）、健全度指標値、交通量により行う。

点検・補修により健全度を変更した場合には、優先順位の見直しを行う。

表 4-1 農道橋の管理区分

グループ	内 容	対象橋梁数
1	・ 第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁 (跨道橋、跨線橋)	0
2	・ 特殊橋梁、規模の大きな橋 (ハイピア橋、橋長 50m 以上等)	1
3	・ 周囲に適切な迂回路のない橋梁 ・ 当該橋梁が通行止めになると孤立集落が発生する橋梁	0
4	・ グループ 1～3 以外で橋長 10m 以上のコンクリート橋 ・ グループ 1～3 以外の鋼橋	2 3
5	・ グループ 1～3 以外で小規模橋梁 (橋長 10m 未満) ・ グループ 1 以外で自転車道、歩道橋、側道橋	1 2

修繕対策の優先度の考え方は原則以下のとおりとする。

- ① 定期点検の結果、健全度が低い順。
- ② 健全度が同じ場合はグループ順。
- ③ グループが同じ場合は、交通量 (平日・台/12 時間) の多い順。

## (2) 管理目標

管理目標は農道橋の管理区分毎に設定し、それに基づいて処置・対策 (経過観察、予防保全対策、事後保全対策、大規模補強対策) を講じるものとする。(表 4-2)

表4-2 管理目標

農道橋の状態	管理レベル		
	グループ 1・2	グループ 3・4	グループ 5
農道橋の機能に支障が生じていない状態 (健全度Ⅰ)	定期点検	定期点検	定期点検
農道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態 (健全度Ⅱ)	予防保全対策 (補修・補強検討)	経過観察 (軽微な補修含む)	定期点検 (軽微な補修含む)
農道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 (健全度Ⅲ)	事後保全対策 (補修・補強)	事後保全対策 (補修・補強検討)	事後保全対策 (補修・補強検討)
農道橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 (健全度Ⅳ)	緊急措置 (補修・補強) (架替・部材取替)	緊急措置 (補修・補強) (架替・部材取替)	緊急措置 (架替・部材取替)

優先順位 高 ← → 中 ← → 低

健全度Ⅳの場合には、発見後ただちに通行止等の緊急対応を行い、その後、修繕・架替え等の措置を講じる。

当初は健全度Ⅲの解消を優先的に実施し、予算状況等を勘案しながら早期に措置を講じるよう計画する。

健全度Ⅲへの対策が一段落した時点で、健全度Ⅱの予防保全段階での早期措置を目指す。

### (3) 農道橋修繕方針

- 1) 点検、診断結果に基づく判定区分に応じて対策を講じる。
- 2) 緊急対応の必要がある農道橋（健全度Ⅳ）は、直ちに通行規制並びに応急対策を行ったうえで、本対策を行う。
- 3) 早期に措置を講じる必要のある農道橋（健全度Ⅲ）は、管理レベルに応じて優先順位を付けて本対策を行う。（原則、次回定期点検までに何等かの措置を行う）
- 4) 多少の損傷は見られるが、構造物の機能に支障が生じていない農道橋（健全度Ⅱ）は、必要に応じ対策を行う。
- 5) 対策方法は変状の状況を十分に把握し、その範囲・規模については、対策を満足する範囲で経済性を考慮し決定する。

表 4-3 本対策の代表例

部材	損傷例	本対策の代表例
鋼部材	腐食	再塗装工
	破断	あて板補強工
コンクリート部材	鉄筋露出	断面修復工
	ひび割れ	表面被覆工 ひび割れ補修工（注入工、充填工）
支承	機能障害	支承取替工
	機能障害、腐食	支承塗替工
橋面	床版ひび割れ	ひび割れ注入工 橋面防水工
	路面の凹凸	舗装打換工
伸縮装置	漏水、破損	伸縮装置取替工
その他	洗掘	河床根固工

#### (4) 主な対策内容

##### 1) 当て板補強工

激しい腐食による鋼部材の減厚が生じた箇所に対し、腐食箇所を取り囲むように当て板（添接版）を施すことにより鋼部材を補修する工法である。



写真4-1 当て板工実施状況

##### 2) ひび割れ補修工

ひび割れ部分にエポキシ樹脂材、ポリマーセメントなどの補修材料を深部まで注入し、ひび割れ部を塞ぐ工法である。

ひび割れを塞ぐことにより、劣化因子（水分、塩化物など）の侵入を防止し、コンクリートの耐久性を向上することができる。



写真4-2 ひび割れ注入状況

##### 3) 断面修復工

欠損した断面を下地処理後、コテ、ヘラなどによって断面修復材を塗り込んで断面を修復する工法である。

断面修復材料は、ポリマーセメントモルタルなどが用いられる。

大規模な断面欠損箇所に対しては、吹付工法を採用することもある。



写真4-3 断面修復状況

## (5) 対策費用

個々の農道橋の健全度や管理レベルを考慮した効率的な措置を行う。  
前述の「(3) 農道橋修繕方針」に基づいた措置を行い、予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定する。

## 5. 今後の取り組み

### (1) 維持管理の更なる高度化、効率化

コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省「新技術情報提供システム (NETIS)」及び「点検支援技術性能カタログ」を活用する等、維持管理に関する最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図る。特に定期点検・補修設計については、国土交通省の「新技術利用のガイドライン (案)」を参考にしながら新技術等の活用を検討する。

- ・ドローンや AI 技術等を活用した施設点検の効率化
- ・点検情報をデータベース化して損傷の進行性を把握し、長期的な維持管理の高度化
- ・修繕 (設計・工事) にあたり、新技術・新材料・新工法等で工程を短縮させ、品質及び施工性の向上

### (2) 橋梁等の集約化・撤去

#### 1) 検討方針

直近の点検結果により、橋梁等の健全性が悪化し、迂回路が存在して利用者が限定的な橋梁について、今後、周辺状況や利用状況調査を踏まえて集約化・撤去の検討を行う。

## 6. その他

### (1) 職員 (技術者) の育成

農道橋定期点検の技術的手法や橋梁の変状特性、対策工法の選定等に関する技術力向上を図るため、「技術講習会」の活用や、他自治体との情報交換、さらに定期点検、工事の設計・監理を通じ技術の習得、継承を図る。

## 7. 計画策定窓口等

### (1) 計画策定窓口

〒699-1832 島根県仁多郡奥出雲町横田 1 0 3 7 番地  
奥出雲町 建設課 TEL 0854-52-2675  
FAX 0854-52-2377

## 農道橋点検・修繕計画一覧表

